
研究ノート

連続的包括一罪—街頭募金詐欺の罪数

丸 山 雅 夫

はじめに

- I 本件の事案と裁判所の判断
 - II 本件の特殊性
 - III 連続犯規定とその削除
 - IV 連続的包括一罪と街頭募金詐欺の罪数
 - (1) 包括一罪とその判断要素
 - (2) 連続的包括一罪の扱い
 - (3) 街頭募金詐欺の罪数
 - (4) 連続的包括一罪における訴因の特定
- むすびに代えて

はじめに

1 刑法が規定する犯罪構成要件は、個々の犯罪の成立要件を規定するとともに、その法的効果としての刑罰（法定刑）を個別的に明示している。こうした規定方法からすれば、犯罪者に科される刑罰は、成立する犯罪ごとに導かれる（量定される）べきことになる。したがって、数個の犯罪が成立する場合には、成立する個々の犯罪ごとに刑を個別的に量定したうえで、それらを併せて科する（数個の刑罰を併科する）のが筋ということになる。単純一罪および単純数罪として扱われる場合は、このような対応にもとづいて、成立する犯罪ごとに刑罰が個別的に量定され、科刑される。表見的には数個の犯罪が成立するよう見えながらも、構成要件相互間の論理的な関係から1個の犯罪しか成立しえない法条競合（特別関係、補充関係、択一関係）も、構成要件が排他的に競合する場合であることから、単純一罪

のひとつに数えられる。

他方、わが国の刑法は、数個の犯罪が成立する場合であっても、一定の事情の存在を契機として、刑罰をまとめる形で1個の処断刑を導くことを認めている。まず、科刑上一罪と呼ばれる類型にあつては、数個の犯罪の成立を認めたくえて、それぞれの法定刑を基準として最も重い1個の処断刑が導かれる（吸収主義）。このうち、観念的競合（54条1項前段）においては、自然的観察のもとにおける行為の1個性が刑の吸収を根拠づけ（最大判昭和49年5月29日刑集28巻4号114頁参照）、牽連犯（同後段）においては、行為相互間に見られる客観的・主観的な密接関連性（牽連性）を根拠として刑の吸収が認められる（最大判昭和44年6月18日刑集23巻7号950頁参照）。また、併合罪と呼ばれる類型において有期刑で処断する場合は、論理的には単純数罪と同じように扱う（個別に量定された刑を併科する）ことが排斥されないにもかかわらず、数個の犯罪の成立を認めたくえて、同時審判の可能性（裁判手続上の関連性）があることを根拠として併合加重された刑（制限加重主義）にもとづいて処断刑が導かれる（45条以下）。

2 以上のような、罪数と処断刑形成の方法が論理的に確定できたり、条文上に罪数と処断の方法が明示されている類型に対して、実務と学説においては、価値的・評価的な観点から一罪としての処断を導く包括一罪と呼ばれる類型が広く認められている。包括一罪は、成立する数個の犯罪相互間に認められる一定の関係を価値的に評価することによって、一罪として処断すれば足りるとされるものであり、単純一罪に準ずるものとされる¹⁾。もともと、包括一罪としての処断が認められる事案にもさまざまなものがある。たとえば、狭義の包括一罪と呼ばれる類型では、ひとつの条文のなかに密接に関連する数個の犯罪類型（構成要件）がまとめて規定されていることが包括的評価を導く。また、集合犯と呼ばれる類型においては、常習的な反復行為であること（常習犯）や業としての反復行為であること（職業犯）、営利目的にもとづく反復行為であること（営業犯）が、それぞれ包括的評価（一罪としての処断）を導く。さらに、接続犯と呼ばれる類型では、具体的な事案に見られるさまざまな要素を総合的に評価することによって包括的な扱いが導かれる。

3 包括の契機と根拠がどのようなものであるにしても、事案の価値的評価にもとづいて一罪としての扱いが導かれる包括一罪においては、従来は包括一罪とされてこなかった事案が包括一罪として評価されるようになることもあり、その結果として、包括一罪に新しい類型が付け加えられることがある。このような典型例は、同一態様の連続的行為による窃盗の接続犯の場合（併合罪としての処断からの変更）

に見られる。また、同一の不動産に対する2重の横領行為（抵当権・根抵当権を設定した後の売却）の存在が認められる事案について、後行処分行為だけを検察官が業務上横領罪として起訴したことに對し、最高裁大法廷は、後行処分行為（代物弁済）を先行処分行為（抵当権の設定）の不可罰的事後行為としていた先例（最判昭和31年6月26日刑集10巻6号874頁）を変更して、「売却等による所有権移転行為について、横領罪の成立自体は、これを肯定することができ……先行の抵当権設定行為が存在することは、後行の所有権移転行為について犯罪の成立自体を妨げる事情にはならない」としたうえで、「検察官は……先行の抵当権設定行為だけではなく、後行の所有権移転行為をとらえて公訴を提起することができ……そのような公訴の提起を受けた裁判所は、所有権移転の点だけを審判の対象とすべきであ[る]」とした（最大判平成15年4月23日刑集57巻4号467頁）。もともと、本判決は、「先行する抵当権設定行為について横領罪が成立する場合における同罪と後行の所有権移転による横領罪との罪数評価のいかんにかかわらず」とする点で、実体的な罪数の評価とは無関係に手続法上の攻防対象論によって結論を導いたもののようにも思われる。しかし、後行処分行為に横領罪の成立を明示的に認め、不可罰的事後行為を法条競合（実体的に一罪のみが成立する「犯罪吸収」）に類似するものと見ていた昭和31年判決²⁾を変更した点で、「処罰吸収」的な包括一罪の事案として判断したものと言うことができよう³⁾。

さらに、最近、最高裁は、それぞれ異なる被害者に対して同一態様の詐欺を連続的行った街頭募金詐欺の事案（以下、「本件」という）について、全体を包括一罪として処断すべきだとする注目すべき職権判断を示すに至った（最決平成22年3月17日刑集64巻2号111頁。以下、「本決定」という）。従来、接続犯の事案を別にすれば、同一態様の連続的行為であることに着目した包括一罪（以下、「連続的包括一罪」という）は一般に認められることがなく、後述するように、同一態様の行為による出資詐欺・投資詐欺事案などは併合罪として処断されるのが通常であった。その意味で、本決定は、包括一罪に新たな類型を付け加えたものである。本決定については、すでに最高裁の判断を支持する観点から評釈を加えているが⁴⁾、本稿でそれをさらに敷衍することによって、連続的包括一罪について若干の考察を加えることにしたい。

注

- 1) 罪数とその内容・範囲等については、論者によって微妙な相違が見られ、必ずしも統一的な見解が確立されていない。本稿の叙述は、丸山雅夫「犯罪の数（罪数）」

井田良・丸山雅夫『ケーススタディ刑法〔第3版〕』（日本評論社，2011年）364頁以下の分類を前提としたものである。

- 2) 伊達秋雄「判例解説」『最高裁判所判例解説 刑事篇 昭和31年度』（1957年）175頁，福崎伸一郎「判例解説」『最高裁判所判例解説 刑事篇 平成15年度』（2006年）285頁，参照。
- 3) 高木俊夫「判例解説」ジュリスト1281号（2004年）167頁，伊東研祐「判例解説」西田典之ほか編『刑法判例百選II 各論〔第6版〕』（2008年）136頁以下，山口厚『新判例から見た刑法〔第2版〕』（有斐閣，2008年）90頁以下，町野朔ほか編『プロセス演習 刑法 総論・各論』（信山社，2009年）170頁以下〔丸山雅夫〕，参照。
- 4) 丸山雅夫「判例批評」判例評論643号（2012年）28頁以下。

I 本件の事案と裁判所の判断

1 本件は，被告人が，募金活動を行わせるアルバイトを募集するため求人広告に虚偽の広告を掲載した事実（職業安定法違反），難病の子どもたちの支援活動を装って街頭募金を行った事実（詐欺罪），街頭募金詐欺によって得た現金を偽名で高額の貨幣に両替した事実（組織的犯罪処罰法違反）から構成されている。これらのうち，本稿の検討対象である街頭募金詐欺の公訴事実の要旨は，「被告人は，難病の子供たちの支援を装い，平成16年10月21日ころから同年12月22日ころまでの間，アルバイトとして雇用した事情を知らない募金活動員らを大阪市，堺市，京都市，神戸市，奈良市等の各所の街頭に配置して，午前10時ころから午後9時ころまでの間，不特定多数の通行人等に対し募金を呼び掛けさせ，9名の者から総額約2万1120円の交付を受けたほか，多数人から応募金名下に現金の交付を受け，合計2493万円余りの金員を詐取した」というものであった⁵⁾。

第一審の大阪地裁は，このような事実について，検察官に個々の詐欺行為の日時，場所，被害者，被害金額を特定させないままで審理を進め，全体を包括して1個の詐欺罪を構成するとして，被告人を懲役5年および罰金200万円に処した。被告人が控訴したが，大阪高裁も，被害総額を約2480万円に変更した点を除いて一審判決を是認し，控訴を棄却した。

2 これに対して，被告人が上告した。上告趣意において，弁護人は，詐欺罪は個人的法益に対する罪であるから，街頭募金詐欺についても募金に応じた者ごとに犯罪が成立し，それらを併合罪とすべきであり，包括一罪としての扱いを認めた本件においては訴因が特定されていないなどと主張した。最高裁判所は，上告を棄却

したうえで、本件詐欺の罪数関係およびその罪となるべき事実の特定方法について、職権で次のように判示した。

「本件においては、個々の被害者、被害金額は特定できないものの、現に募金に応じた者が多数存在し、それらの者との関係で詐欺罪が成立していることは明らかである」としたうえで、「この犯行は、偽装の募金活動を主宰する被告人が、約2か月間にわたり、アルバイトとして雇用した事情を知らない多数の募金活動員を関西一円の通行人の多い場所に配置し、募金の趣旨を立看板で掲示させるとともに、募金箱を持たせて寄付を勧誘する発言を連呼させ、これに応じた通行人から現金をだまし取ったというものであって、個々の被害者ごとに区別して個別に欺もう行為を行うものではなく、不特定多数の通行人一般に対し、一括して、適宜の日、場所において、連日のように、同一内容の定型的な働き掛けを行って寄付を募るという態様のものであり、かつ、被告人の1個の意思、企図に基づき継続して行われた活動であったと認められる。加えて、このような街頭募金においては、これに応じる被害者は、比較的少額の現金を募金箱に投入すると、そのまま名前も告げずに立ち去ってしまうのが通例であり、募金箱に投入された現金は直ちに他の被害者が投入したものと混和して特定性を失うものであって、個々に区別して受領するものではない。以上のような本件街頭募金詐欺の特徴にかんがみると、これを一体のものと評価して包括一罪と解した原判決は是認できる」とし、「その罪となるべき事實は、募金に応じた多数人を被害者とした上、被告人の行った募金の方法、その方法により募金を行った期間、場所及びこれにより得た総金額を摘示することをもってその特定に欠けるところはないというべきである」とした。

本決定には、須藤正彦裁判官と千葉勝美裁判官の各補足意見が付されている。

注

5) 家令和典「時の判例」ジュリスト1422号(2011年)128頁。

II 本件の特殊性

1 詐欺罪が成立するためには、行為者による詐欺(欺罔)行為によって相手方が錯誤に陥り、その結果として、相手方による財物交付ないしは財産的処分が行われたことが必要とされる。また、このような関係が認められる以上は、事案の具体的な内容がどのようなものであっても詐欺罪の成立が認められる。街頭募金に仮装した本件は、行為者が事情を知らない複数の募金活動員(アルバイト)を使って、

① 難病の子どもを支援する名目のもとに、募金の趣旨を立看板で掲示させるとともに、募金箱を持たせて寄付を勧誘する発言を連呼させる行為によって、② その趣旨を信じた通行人から募金名下の現金を得ていたものである。①に詐欺行為が認められ、②に錯誤とそれにもとづく財物交付が認められることから、間接正犯による詐欺罪の成立を認めることができる⁶⁾。この点には特段の異論がないものと思われる。

街頭募金を仮装した形態の金員詐取については、詐欺罪の成立を認めることに理論上は特段の困難がないにもかかわらず、これまで、詐欺罪として立件された事案は見あたらないようである。その理由は、必ずしも明らかでないが、これまで街頭募金を仮装した詐欺の事案が存在しなかったということなのかもしれない。あるいは、そのような事案では、被害者が不特定多数にのぼり、被害者と被害額を個別的に特定することが困難であることから、詐欺罪としての立件が見送られてきたという事情があるのかもしれない。後者の理由であるとするれば、その背景には、被害者を異にする詐欺罪は、いかに同一態様の行為で連続的に行われたものであったとしても、併合罪として処断すべきであるとする認識があるように思われる。いずれにしても、本件は、大阪府警が全国ではじめて摘発・立件し、詐欺罪として起訴したものである。

2 行為者に成立する犯罪の数を確定し、その処断の方法を議論する場面を罪数論と呼ぶ。ただ、罪数論においては、犯罪成立の数とその処断方法という実体法上の問題が扱われるだけにとどまらず、罪数関係が明らかにされることによって、一事不再理効の及ぶ客観的範囲が明確化されるという手続法上の重要な結論が導かれる。また、それは、刑事裁判の対象となる訴因がどの程度に特定されていなければならないかということにもつながる。本件は、まさに、これらの論点が問題になるものであった。

一事不再理効の客観的範囲は、公訴事実の同一性が認められる範囲の全体に及ぶ。したがって、単純一罪についてはもちろんのこと（最判昭和35年7月15日刑集14巻9号1152頁）、科刑上一罪の関係にある各犯罪の行為にも及ぶ（最判昭和33年5月6日刑集12巻7号1297頁〔観念的競合の事案〕）。また、時間的に継続する行為をまとめて処断する包括一罪についても、各行為の中間に確定判決が存在しないことを前提として（最大判昭和24年5月18日刑集3巻6号796頁）、各行為のすべてに一事不再理効が及ぶ。したがって、包括一罪としての扱いは、各犯罪間に一事不再理効の認められない併合罪としての扱いに比べて、被告人にとっては有利なものとな

る。他方、後に述べるように、包括一罪においては、訴因の特定（公訴事実の記載方法）が一定程度緩やかなものとなるため⁷⁾、防御活動との関係で被告人に不利に働くことを否定できない⁸⁾。本件の弁護人の上告趣意が、一見すれば被告人にとって不利益な併合罪としての扱い（制限加重刑による処断）を主張したのも、訴因が特定されていなかったこと（手続法上の不利益の存在）の問題性を争う意図にもとづいていたからである。

3 また、本決定の結論を批判する立場においては、本件の街頭詐欺事案を包括一罪として扱うのは、本件における立証（被害者や被害総額の特定など）の困難さを回避するための方便として包括一罪が利用されているとの認識が見られる⁹⁾。他方、本決定を支持する立場においても、包括一罪としての処断には立証の困難さを回避し得る利点のあることが指摘されている¹⁰⁾、検察官の適法な訴追裁量の行使として本決定の結論を肯定する見解もある¹¹⁾。たしかに、包括一罪としての扱いが立証の困難を緩和する事実是否定できない。しかし、包括一罪としての扱いがいかに便利であるにしても、包括一罪として評価することができない場合には、当然のことながら包括一罪としての扱いは許されない。実体法上の罪数論は、どのような犯罪がどのような形で成立し、それをどのように処断するかという問題であり、その認定手続に先行すべきものである。実体法上の罪数関係を明らかにしたうえで手続法上の問題に言及する本決定に対して、手続法上の困難を回避するために包括一罪としての扱いを導いていると断定的に批判することは、方法論として妥当なものではない。

注

- 6) さらに、佐久間修「第三者を利用した詐欺—間接正犯の個数をめぐる諸問題」研修750号（2010年）3頁以下参照。
- 7) 平野龍一『刑法総論II』（有斐閣，1975年）413頁。
- 8) たとえば、奈良俊夫「いわゆる『包括一罪』の再検討序説」研修471号（1987年）6頁以下は、包括評価は被告人に有利な面ではただちに罪刑法定主義と抵触しないが、公訴事実への一括記載等との関係で、訴因の記載や事実認定において被告人に不利益をもたらす面もあり、罪刑法定主義との抵触の可能性をただちには否定できないことを指摘している。
- 9) たとえば、松宮孝明「判例解説」法学セミナー667号（2010年）123頁は、「本件の包括一罪評価は、総額約2480万円の中には募金活動員がノルマ達成のために入れたものも含まれているとする被告人の主張を封ずるために採用された疑いが残る」とする。さらに、同「詐欺罪の罪数について」立命館法学329号（2010年）26頁、

亀井源太郎「判例解説」判例セレクト2010〔I〕(2011年)33頁。

10) たとえば、中島行雄「判例批評」警察公論65巻7号(2010年)94頁。

11) 滝沢誠「判例批評」専修ロージャーナル6号(2011年)306頁。

III 連続犯規定とその削除

1 1947年に削除されるまでの刑法旧55条は、「連続シタル数個ノ行為ニシテ同一ノ罪名ニ触ルルトキハ一罪トシテ之ヲ処断ス」とする、科刑上一罪の一種としての連続犯を規定していた。連続犯の概念は、旧刑法下の判例によっても認められていたが(大判明治30年5月10日刑録3輯5巻16頁)、旧刑法に成文の規定は存在していなかった。これは、数罪俱発(併合罪)の場合に吸収主義にもとづいて処断する旧刑法のもとでは、連続犯を特に一罪として規定する実益が乏しかったことによる¹²⁾。しかし、現行刑法においては、併合罪の処断について制限加重主義が採用されたことから、科刑上一罪としての扱いの重要性が高まり、観念的競合・牽連犯とともに、科刑上一罪としての連続犯が規定されることになったものである¹³⁾。連続犯規定によれば、連続する数個の行為のそれぞれに同じ罪名の罪が成立する場合には、科刑上一罪として処断されることになる。たとえば、行為者が同一の機会に複数の被害者を次々に殺害したような場合に、連続犯としての処理が認められる。こうした条文のもとでは、現在一般に包括一罪としての評価が認められている事案はもちろんのこと、本件のような事案も、当然に連続犯として処断されるべきものであった。

2 連続犯規定の適用に当たって、当初の判例は、条文に明示されていない要件として被害法益の単一性を要求し、その適用範囲を厳格に制限する立場をとっていた¹⁴⁾。しかし、その後は、連続犯の成立範囲を拡張していく動きが次第に顕著となり、ついには実務を支配するようになった。その結果、被害法益の単一性を不要とする判例変更がなされ、「刑法五十五條……〔ノ〕趣旨タルヤ苟モ犯人ノ犯シタル數箇ノ行為ニシテ繼續ノ意思ニ出テ而シテ爲メニ侵サレタル法益カ同一種類ニ屬シ法律上同一ノ罪名ニ該ルトキハ一罪トシテ之ヲ處断スト云フニ在リテ侵サレタル法益カ單一ナルコトヲ要スヘキ趣旨ノ見ルヘキモノナケレハ其法益ハ縱令數箇ニシテ數多ノ被害者ニ屬スル場合ト雖モ連續犯タルヲ妨クルヘキ理由ナシ」と判示されることになった(大連判明治45年2月9日刑録18輯107頁〔複数の被害者からの預り金に対する連続的な横領の事案〕¹⁵⁾。また、「同一ノ罪名ニ触ルル」の要件について

も、窃盗罪と強盗罪は他人の占有する財物を奪取する点で本質的に異なることを理由として、「同〔五十五〕條ニ所謂同一罪名ニ觸ルル行爲トハ……同一ノ名稱ヲ帶フル犯罪ノミニ限ラス名稱ヲ異ニスルモ同一條章下ニ規定セララルル同一罪質ヲ有スル犯罪ヲモ包含スルモノトス」として、たとえ同一名称の罪でなくても、同一章下に規定された同一罪質の罪であれば足りるとされることになった（大連判大正3年2月3日刑録20輯101頁〔連続的な窃盗と強盗の事案〕）。さらには、行為の連続性を根拠づける犯意の継続性についても、緩やかに解する実務が確立されていった¹⁶⁾。

こうした実務の背景事情としては、一連の犯罪の始期と終期・行為の個数・被害者や被害額のいずれについても特定が不要なものとされるなど、公訴提起および判決との関係で裁判手続が簡便なものとなることが指摘されていた¹⁷⁾。また、個々の犯罪に対する法定刑の幅が広いことから、併合罪（刑の制限加重）ではなく科刑上一罪として処断することによっても、妥当な量刑を期待できたという事情も指摘できるであろう。

3 しかし、その一方では、連続犯としての扱いの拡張は、一事不再理効の及ぶ範囲を拡張するという不都合をもたらすことにもなる。もっとも、戦前の刑事訴訟においては、被告人に不利益な再審さえもが許容されていたために（旧刑訴486条参照）、一事不再理効の範囲の拡張は必ずしも致命的な問題として顕在化することはなかった。しかし、戦後の日本国憲法の制定・施行にともなう刑事訴訟法の応急措置法の施行によって、事態は決定的に変化することになった。すなわち、被疑者の勾留が短期間に制限されるなど、刑事司法手続に対する制約が厳しくなった一方で、憲法39条にもとづいて不利益再審が明示的に廃止されたため（刑訴435条）、連続犯の範囲にありながら起訴されることのなかった犯罪についても一事不再理効が及ぶことの結果として、事実上、多くの犯罪が処罰を免れてしまうという不都合が顕在化することになったのである。このような不都合を回避するためには、連続犯とする範囲を制限するような運用だけでは十分でなく、連続犯規定そのものを削除する以外に方策がなかった¹⁸⁾。このようにして、連続犯規定は削除されざるをえなくなったのである（昭和22年法124号）。

注

12) 団藤重光責任編集『注釈刑法(2)のII』（有斐閣、1969年）657頁〔松尾浩也〕。

13) 倉富勇三郎ほか監修/高橋治俊ほか編/松尾浩也増補解題『増補刑法沿革綜覧』（信山社、1990年）2151頁以下参照〔刑法改正政府提出案理由書〕。

14) たとえば、大判明治43年5月19日刑録16輯895頁は、2名の被害者に連続して

傷害を与えた事案において、「人ノ身體ノ如キハ包括シテ之ヲ一箇ノ法益ナリト觀察シ得サルモノナルカ故ニ〔兩名〕ニ對スル行爲ハ刑法第五十五條ノ規定ニ依ラス併合罪ノ例ニ依リ處分スヘキモノナルヲ以テ」としていた。また、大判明治44年10月26日刑録17輯1769頁は、単一の犯意にもとづく出資詐欺の事案について、「各應募者ノ被害法益ハ箇箇獨立ニシテ之ヲ包括的ニ觀察シテ單一ノモノト看做スコトヲ得サルヲ以テ犯意ノ繼續セルト否トヲ問ハス應募者一人毎ニ獨立ノ詐欺罪ヲ構成スヘキモノトス」としていた。

- 15) また、大判大正元年11月5日刑録18輯1335頁は、2人の被害者に対する殺人と殺人未遂が連続した事案について、「法益カ同性質ナル以上ハ其財産的法益ニ關スルト否トニ從ヒ行爲ノ連續的觀念ヲ左右スヘキ理由アルコトナケレハ……數箇ノ行爲ノ結果ナル以上……數罪トシテ處斷スヘキモノニ非ス」としていた。さらに、佐伯千仞「連續犯」小野博士還曆記念『刑事法の理論と現實(1) 刑法』(有斐閣, 1951年) 259頁以下参照。
- 16) たとえば、大判昭和6年6月12日刑集10巻268頁(6年6カ月にわたって同一銀行からの業務上横領を繰り返した事案)、大判昭和6年7月4日刑集10巻308頁(当初の犯意の一部が継続中に新たな同一罪名の犯意を生じた事案)、大判昭和7年6月30日刑集11巻991頁(当初から行爲全体についての予見までは必要がないとされた事案)等。
- 17) 中野次雄『逐条刑法改正の研究』(良書普及会, 1948年) 76頁以下参照。
- 18) 中野・前出注17) 77頁以下参照。さらに、小野清一郎「連続犯と包括一罪」同『刑罰の本質について・その他』(有斐閣, 1955年) 310頁以下、虫明満『包括一罪の研究』(成文堂, 1992年) 174頁以下。

IV 連続的包括一罪と街頭募金詐欺の罪数

(1) 包括一罪とその判断要素

1 連続的に実現された数罪を科刑上一罪とする連続犯規定が削除されたことによって、それまで連続犯として処断されていた事案は、併合罪(数罪)として扱われることになるはずであった。しかし、改正の立案担当者も指摘しているように、「連続犯の廃止は、実際の問題としては、直ちにこれを数罪に分解してしまうものではなく、これを一罪と見るか数罪と解するか解釈の余地を、なお学説と判例とに譲っている」ものとされ¹⁹⁾、一罪として扱う連続的な数罪のありうることまでは否定されていなかった。このような認識を前提として、解釈論上、一罪として処断される包括一罪と呼ばれる類型が、現在の実務と学説において広く認められてい

るのである。

2 もっとも、どのような事案を包括一罪として処断するかについては、現行刑法に一般的な根拠規定は存在していない。わずかに、常習賭博罪(186条1項)のような「常習として」行う反復行為(常習犯)や、無資格医業の罪(医師法17条)のような営利目的にもとづく「業」としての反復行為(営業犯)、収賄罪(197条1項等)における発展的な行為(賄賂の要求・約束・供与)の連続(狭義の包括一罪)において、条文の文言から包括的評価の契機が読み取れるにすぎない。他方、職業犯(営利目的にもとづかない業として行う反復行為)とされるわいせつ物頒布罪(175条1項)は、営業犯と同様の業態犯とされることから包括一罪としての処断が認められているが、条文上に包括的評価の契機を見出すことはできず、犯行態様を中心とした事案全体の実質的・価値的評価から包括一罪とされるものである。同様の事情は、接続犯をはじめとする他の包括一罪にも見られる。

このように、包括一罪としての処断の可否が具体的な事案の実質的評価にもとづくものであることからすれば、包括一罪として想定される事案も論者によって相当に異なりうるし、本件のような連続的包括一罪の類型の扱いについても見解が異なる²⁰⁾。したがって、本件が包括一罪として処断すべき事案であるかということも、概念的に決定されるわけではなく、包括的評価の実質的な基準にもとづいて判断されなければならないことになる。

3 罪数の一般的な判断基準と判断方法については多くの見解が主張され、主なものとしては、構成要件標準説(構成要件を充足する回数・個数を基準とする)をはじめ、行為標準説(行為の数を基準とする)、結果説ないし法益説(侵害された法益の個数を基準とする)、意思説(行為者の犯罪意思の個数を基準とする)、個別化説(具体的事案に応じて異なる基準を用いる)、などが主張されている²¹⁾。決定的な見解と言えるまでのものはないが、犯罪成立を判断する基準としては、構成要件標準説の立場が通説的な見解であると言えよう。また、処断の方法については、行為の数や行為者の意思、行為の状況、法益の単一性などからの総合的評価にもとづいて判断されていると言ってよい。包括一罪も、構成要件標準説を前提として、1回の罰条の適用で包括的に評価すれば足りる場合として理解されている²²⁾。

たとえば、収賄罪のような狭義の包括一罪と呼ばれる類型は、ひとつの条文のなかに密接に関連する数個の犯罪構成要件(賄賂要求罪、賄賂約束罪、賄賂收受罪)がまとめて規定されていることから、賄賂の要求・約束・收受が一連の行為として順次に行われたと評価できる場合には、全体を包括したうえで、ひとつの収賄罪とし

て処断すれば足りるとされる（大判昭和10年10月23日刑集14巻1052頁）。このような処断は、逮捕監禁罪（220条）との関係で、逮捕行為と監禁行為とが引き続いて行われた場合にも認められている（最大判昭和28年6月17日刑集7巻6号1289頁）。これらの事案は、複数の行為の相互間に見られる関連性が、科刑上一罪の牽連犯ほどには強くない一方で、併合罪として評価しなければならないほどには独立性も強くないと言ってよいものである。もっとも、これらの類型においても、条文の規定ぶりは包括的評価の契機となるにすぎず、その行為の密接関連性を判断するに当たっては、行為者の意思のあり方や法益侵害の態様、相手方の状況などの諸要素が総合的に判断されている²³⁾。こうした事情は、条文上に包括的評価の契機が明示されている常習犯、営業犯の類型においても同様である。

また、条文上には包括的評価の契機が存在せず、もっぱら解釈によって認められている接続犯と呼ばれる包括一罪の事案においても、さまざまな要素を総合的に評価することによって一罪としての処断が導かれる。接続犯の典型事例とされる窃盗の事案について、① 犯意の1個性、② 行為の継続（接続）性、③ 手段の同一性、④ 被害者の同一性、⑤ 被害物（法益）の同一性、⑥ 時間の接着性に言及したうえで、「常識上当然一個の行為と目すべき」として、併合罪を認めた原判決を破棄した裁判例がある（最判昭和24年7月23日刑集3巻8号1373頁）。約2時間にわたって9俵の米俵を3俵ずつ3回に分けて窃取した行為を「常識上当然一個の行為と目すべき」とする点については観念的競合（科刑上一罪）との異同の関係で疑問があるものの、一罪として処断するという結論は広く支持されている。また、さまざまな要素を総合的に評価したうえで一罪としての処断を導く論理、そして判断に際して考慮されるべき要素についても広く見解の一致が見られる²⁴⁾。

こうした状況のもとで、1961年の改正刑法準備草案71条は、「同一の罪名に触れる数個の行為であっても、日時及び場所の近接、方法の類似、機会の同一、意思の継続その他各行為の間における密接な関係から、その全体を一個の行為として評価することを相当とするときは、これを包括して、一個の罪として処断する」として、包括一罪とその判断基準の規定化を提案していたところである²⁵⁾。

（2）連続的包括一罪の扱い

1 もっとも、包括的扱いの可否が複合的な要素から総合的に判断されるにしても、それは、考慮すべき要素のすべてが同程度の重要性を持っているということではない。この点について、実務は、包括的扱いの判断に際して、行為者の意思内容

と被害法益の単一性（被害者の同一性）を特に重視する傾向があるように思われる。たとえば、1個の意思にもとづいて被害法益が単一である限り、連続的な行為が認められる場合はもちろんのこと（最判昭和30年12月26日刑集9巻14号3018頁〔約3カ月間にわたって同一の児童に淫行をさせる行為を反復した事案〕、最判昭和32年7月23日刑集11巻7号2018頁〔医師が同一の麻薬中毒患者に対して、約4カ月間に38回にわたって数日おきに麻薬を交付した事案〕）、行為が必ずしも連続的でなかったり、個々の行為ごとの時間的間隔が大きい場合にも（最判昭和31年8月3日刑集10巻8号1202頁〔医師が同一患者に対して、約4カ月間にわたって54回の麻薬注射をし、そのほぼ3年後の約2カ月間にわたって35回の麻薬注射をした事案〕）、広く包括一罪としての処断を認めてきた。また、被害法益が単一である限りは、構成要件が同一でなく、個々の行為態様が必ずしも同一でない場合にも包括的扱いを認め（最判昭和35年3月17日刑集14巻3号351頁〔同一犯人を蔵匿した後に隠避した事案〕）、異なる条文の間にわたる混合的包括一罪と呼ばれる形態のものさえもが認められている（最判昭和61年11月18日刑集40巻7号523頁〔窃盗行為または詐欺行為と2項強盗未遂行為が連続した事案〕）。

しかし、その一方では、被害法益が単一でない事案については、後に言及する出資詐欺・投資詐欺の事案を含めて、包括的扱いを否定する結論での一致が見られる（最判昭和26年5月8日刑集5巻6号1012頁〔約5カ月間にわたり1個の配給通帳を利用して33回の配給品詐取を繰り返した事案〕、最判昭和30年10月14日刑集9巻11号2192頁〔業務上保管していた税金等を2年余りの期間で50回余りにわたって横領した事案〕²⁶⁾）。

2 このような事情は、連続的包括一罪の存在を少なくとも否定しない学説においても、基本的に同様である。たとえば、「連続一罪」の名称のもとで連続的包括一罪の形態を認める立場も、包括的評価の可否と範囲については、被害法益の単一性にきわめて重要な意義を認めている²⁷⁾。また、包括一罪の立法化を提案した改正刑法準備草案71条は、判例が固まっていない段階での立法化による拡張的運用が危惧されたことなどから改正刑法草案（1973年）では削除されたが、被害法益の単一性への配慮が見られなかったことに対しても厳しい批判が向けられていたところである²⁸⁾。こうした立場を徹底すれば、それは、包括的評価について、被害法益の単一性を単に重視するだけにとどまらず、包括的評価のための必要条件と解する（絶対視する）ものとなるだろう。

(3) 街頭募金詐欺の罪数

1 被害法益の単一性が包括的評価のための必要条件とされるのであれば、一身専属的である個人的法益を保護する犯罪類型においては、たとえ構成要件の同一性が認められ、かつ類似した具体的行為事情のもとで行為が連続的になされた場合であったとしても、包括一罪としての処断は絶対に認められないことになる。そして、そのような理解を明言する立場もある²⁹⁾。そうであれば、約2カ月間にわたって、数か所の街頭に事情を知らないアルバイトを配置して、難病の子どもを支援する名目の募金を通行人に呼びかけさせ、応募金を詐取した本件においても、構成要件の同一性、犯意の1個性、行為態様の同一性、行為の連続性と時間的接着性は認められるものの、侵害された法益は被害者(募金に応じた通行人)ごとに区別されるべき財物(同種類ではあるが同一でも単一でもない金員)となるため、包括的評価とそれにもとづく処断は認められないことになる。

事実、本件の構造に類似した、不特定多数の者を相手方とする連続的な出資詐欺・投資詐欺の事案においては、包括的評価が明示的に否定されてきた。たとえば、「詐欺ノ目的ヲ以テ……多数応募者ニ對シ各別ニ欺罔手段ヲ施シ依テ各法益ヲ侵害シタル場合ニ於テハ各応募者ノ被害法益ハ箇箇獨立ナルヲ以テ犯意ノ繼續セルト否トヲ問ハス応募者一人毎ニ獨立ノ詐欺罪ヲ構成スヘキモノトス」とされ(大判明治44年10月26日刑録17輯1769頁)、「全犯罪事実について被害法益の同一性または単一性を認めることはできないから(財産的被害法益でその数は多数であるが、同一被害者に対する数個の行為に限り被害法益の同一性ありとしてこれを包括一罪と認むべきである。)本件を包括一罪として処断することは許されない」(名古屋高判昭和34年4月22日高刑集12巻6号565頁)、「罪数は、原則として行為が犯罪構成要件を充足するごとに一個と解すべきであるところ、具体的場合において、犯罪構成要件を数回充足する行為を包括して一罪と評価するのを相当とすることもあるが、詐欺罪のような個人の財産を保護法益とする罪にあつては、共同の財産を対象としたような場合を除き、被害者の数と、構成要件を充足する行為及び結果が社会通念上同一と目されるか否かを基準として決するのが相当であつて……被告人らの本件各犯行は、投資ジャーナルグループに属する被告人らが資金集めのため相協力しつつ、同グループの営業活動として継続的に実行したものと認められるが、このような状況を考慮に入れても、本件の全犯行を包括して一罪と評価するのは相当ではない」とされている(東京高判昭和63年11月17日判例時報1295号43頁)。

2 本決定に批判的な立場は、こうした判例の存在を指摘したうえで、本決定を重大な判例違反として批判するだけでなく³⁰⁾、なかには、裁判所による「解釈に名を借りた立法」と断定する立場さえもある³¹⁾。たしかに、被害法益の単一性を包括的評価の必要条件であると考ええるならば、本件事案も併合罪として処断すべきであったとすることになろう。ただ、そうした理解は、本件に類似した事案に対する最高裁判例が存在することから導かれるというわけではない。ましてや、それらは本件事案の先例となる最高裁判決としての意義はなく、したがって判例違反を理由として本決定を批判するのは妥当でない。実質的な問題は、包括的評価の可否と範囲の判断に際して、被害法益の単一性の意義をどのように解するか（絶対的なものとして重視するかどうか）ということに集約される。

たしかに、個人的法益のなかでも、生命や身体については、法益の単一性は絶対視すべきものであろう。生命や身体が侵害されるような場合には、誰にどのような被害が生じたかが、犯罪の成立と処断について決定的な意味を持つからである。財産についても、基本的には同様のことが妥当するように思われる。しかし、その一方で、財産的法益の場合には、事案の内容によっては、他の考慮要素との全体的な評価において、法益の単一性が相対的に低下する場合もありうるように思われる³²⁾。本決定における千葉裁判官の補足意見も、「被害法益が一個であること等は、包括一罪として扱うための『要件』とまで考えるべきではなく、あくまでも、包括一罪としてとらえることができるか否かを判断するための重要な考慮要素と考えるべきであり、これらのどれか一つでも欠ける場合は、それだけで包括一罪としての評価が不可能であるとまで言い切る必要はない。本件のように、通常の詐欺罪とは異なる犯行態様で欺もう行為がされた場合は、原点に立ち返って、全体として一つの犯罪と評価してよいかどうかを、具体的に見ていく必要がある」としている。事案の実態に即した妥当な見解と言えよう。

3 本件事案は、被告人が事情を知らない多数のアルバイトを利用して、同一意思のもとで約2カ月間にわたり、ほぼ同一の時間帯に通行人の多い場所において定型的方法（立看板の設置と告知内容を同じにする募金協力への呼びかけ）により、不特定多数の者に対して詐欺行為を行ったものであり、被害法益の単一性以外の考慮要素との関係では、包括的な評価が十分に可能なものであった。また、具体的な財産的被害も、募金に応じた不特定の者から得た軽微な現金であり、それらは募金箱への投入によって混和して即座に特定性を失うもの（無個性）である一方、被害総額としては莫大なものであった。こうした事情のもとでは、詐欺罪の成立にとって

重要なのは、誰にどのような被害が具体的に生じたかではなく、不特定多数の者から全体として多額の金額を詐取したことであり、包括的評価の考慮要素としての法益の単一性の重要度は相対的に低下すると言うことができる。このような観点から、本件事案の内容を総合的に評価すれば、包括一罪としての処断を導いた本決定の結論は支持することができる。もっとも、包括的評価の可否が事案の総合的な判断にもとづくことからすれば、本決定の結論を支持する立場において、被害の軽微性を強調するか³³⁾、意思や行為の一体性を強調するか³⁴⁾必ずしも重要なものではなく、いずれかが決定的というわけではないと思われる。

他方、本決定の結論を批判する立場のなかには、本件事案に見られる特殊性は、「すべて、現行法における詐欺罪の解釈としての包括一罪での処理を支持するものではなく、むしろ、街頭募金詐欺罪という不特定かつ多数の被害者を対象とする集合的な詐欺危険罪を立法すべき根拠にすぎない」とするものが見られる³⁵⁾。裁判所による「解釈に名を借りた立法」とする指摘も、このような理解を前提としている。しかし、本件事案は、詐欺罪の客観的構成要件（行為者の詐欺行為による相手方の錯誤と錯誤にもとづく財産的処分〔財物交付〕）を問題なく充足するものであり、詐欺の危険段階を詐欺罪として処罰するものではない。また、包括的な処断の可否は、罪数に関する解釈論の問題である。条文上に包括の契機が明示されていない包括一罪（職業犯や接続犯など）の包括的評価を一律に否定しない限り、「解釈に名を借りた立法」という批判は当たらない。

他方、従来の出資詐欺・投資詐欺の事案における判例との整合性を重視する観点から、「本件では、被害者が特定できたケースを個別に訴因とした上で、不特定多数者への侵害を訴因外の余罪として量刑上考慮する方法を採るべきであった」とする見解も見られる³⁶⁾。これは、従来判例との調和を図ろうとする点で、傾聴に値するものと言えよう。しかし、相対的に少額（1万円程度が最高額と想定される）の募金で合計2000万円超を得た本件のような事案で、数万円程度の被害額が特定できれば足りるとするのは事案の実態を反映しないものと言わざるを得ないし、場合によっては、総額の形でしか財産的被害が判明しないことさえもありえよう。また、本件では問題にならなかったが、被害金額の多くが犯人の手許に残っている場合に、個々の被害者が判明しないために犯罪収益としての没収・追徴ができないという事態は適切でないように思われる³⁷⁾。

(4) 連続的包括一罪における訴因の特定

1 本件における第2の論点は、包括一罪としての処断を認める場合の公訴事実の記載方法（訴因の特定の程度）に関わる。本件の公訴事実は、当初、「9名の者から総額約2万1120円の交付を受けたほか」として、緩やかなものではあるものの、一定程度は特定されていたようである。しかし、裁判所の審理において、検察官に個々の詐欺行為の日時、場所、被害者、被害金額を特定させないままで審理が進められたため、公訴事実の特定性が失われることになり、その是非が争われることになったものである。裁判における攻防の対象は明確であることが望ましいから、公訴事実もできるだけ具体的に記載することが要請される。こうした観点から、従来の包括一罪の判例のなかにも、行為の対象者の一部（少なくとも1名）を特定する形で公訴事実を記載したのが見られる（最決昭和61年10月28日刑集40巻6号509頁〔店舗内に遊技機を設置して多数人に賭博行為をさせた事案〕）。また、被害者が特定できたケースだけを具体的に記載すべきであったとする見解も、このような事情を考慮したものであると言えよう。

しかし、遊技機による賭博の事案が閉鎖的空間で対象者や行為の日時・投入金額の特定に大きな困難がないものであるのに対して、本件事案は、これらの特定が不可能に近い一方で、それぞれの同一性・同種性が明らかな場合であり、被害金の総額が事案の評価において重要な意義を持つものであった。したがって、訴因の特定の可否は、全くの偶然的な事情に左右されざるを得ないものであった。

2 そもそも、訴因を明示することによって公訴事実を記載することを要請している刑訴法256条3項の趣旨は、「裁判所に対し審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防禦の範囲を示すことを目的とするもの」であり、「犯罪の日時、場所及び方法は、これら事項が、犯罪を構成する要素になっている場合を除き、本来は、罪となるべき事実そのものではなく、ただ訴因を特定する一手段として、できる限り具体的に表示すべきことを要請されている」ことにある（最大判昭和37年11月28日刑集16巻11号1633頁）。したがって、「〔当該犯罪の〕構成要件に該当すべき具体的事実を、それが構成要件に該当するかどうかを判断するに足る程度に具体的に明らかにして」いれば、罪となるべき事実の特定としては足りることになる（最決平成13年4月11日刑集55巻3号127頁）。

本決定も、街頭募金詐欺という事案の特殊性を強調して、本件における「罪となるべき事実は、募金に応じた多数人を被害者とした上、被告人の行った募金の方

法、その方法により募金を行った期間、場所及びこれにより得た総金額を摘示することをもってその特定に欠けるところはない」としたものである。こうした理解は、通説的見解が主張するものでもある³⁸⁾。第2の論点に関する本決定の結論は、これまでの実務と学説に沿ったものとして、肯定的に評価することができる³⁹⁾。もちろん、こうした見解は、実際に十分な捜査が行われることを当然の前提としているのは言うまでもない。本決定における須藤裁判官の補足意見が、「一定の程度の被害者を特定して捜査することがさして困難を伴うことなく可能であるのに、全く供述を得ていないか、又はそれが不自然に少ないという場合は、被告人が領得した金員が錯誤によって交付されたものであるとの事実の証明が不十分であるとして、被害金額として認定され得ないこともあり得ると思われる」とするもの、このような意味のものとして理解すべきであろう。

注

- 19) 中野・前出注17) 92頁。
- 20) たとえば、林幹人「罪数論」芝原邦爾ほか編『刑法理論の現代的展開 総論II』（日本評論社、1990年）278頁以下は、連続的包括一罪の類型を全く想定していない。他方、虫明・前出注18) 202頁以下は、接続性の緩い連続的行為を「連続一罪」と呼んで、本稿でいう連続的包括一罪の形態を例外的に認めている。また、山火正則「包括的一罪」西原春夫ほか編『判例刑法研究4』（有斐閣、1981年）296頁以下は、包括一罪の典型とされる接続犯を「(新)連続犯」と呼んでいる。さらに、大塚仁ほか編『大コメンタール刑法〔第2版〕第4巻』（青林書院、1999年）199頁以下〔中山善房〕参照。
- 21) 詳細については、団藤・前出注12) 530頁以下〔高田卓爾〕参照。
- 22) 平野・前出注7) 407頁以下、山口厚『刑法総論〔第2版〕』（有斐閣、2007年）371頁。なお、町野朔「法条競合論」『平野龍一先生古稀祝賀論文集 上巻』（有斐閣、1990年）411頁、伊藤涉「包括一罪」西田典之ほか編『刑法の争点〔第3版〕』（2000年）120頁以下、西田典之ほか編『注釈刑法 第1巻』（有斐閣、2010年）715頁〔山口厚〕。
- 23) 狭義の包括一罪における包括的評価については、丸山雅夫「いわゆる『狭義の包括一罪』における『一罪』性(上)(中)(下)——判例を中心として」判例評論359号(1989年)16頁以下、360号8頁以下、361号9頁以下、参照。
- 24) たとえば、渥美東洋「判例解説」平野龍一ほか編『刑法判例百選I 総論(第2版)』（1984年）191頁、北野通世「判例解説」芝原邦爾ほか編『刑法判例百選I 総論(第5版)』（2003年）197頁、須之内克彦「判例解説」西田典之ほか編『刑法判例百選I 総論(第6版)』（2008年）203頁。

- 25) 刑法改正準備会『改正刑法準備草案 附同理由書』（1961年）154頁（久禮田益喜）によれば、それは、「連続犯でもなければ、接続犯でもなく、草案の依っている犯罪理論にもとづく、全く新しい立場から、実体上並びに手続上の一罪として創設せられたもの」として説明されている。
- 26) さらに、只木誠「混合的包括一罪の前提」同『罪数論の研究〔補訂版〕』（成文堂、2009年）164頁以下参照。
- 27) 虫明満「包括的一罪」阿部純二ほか編『刑法基本講座 第4巻』（法学書院、1992年）306頁。
- 28) たとえば、鈴木茂嗣「罪数論」中山研一ほか編『現代刑法講座 第3巻』（成文堂、1979年）295頁は、「法益侵害行為の一体性に対する配慮はあるものの、侵害法益の単一性への配慮はなく、実質的な『包括一罪』の定めを意図するものだとすれば、きわめて問題が多いといわねばならない」とする。さらに、山中俊夫「競合犯」竹田直平博士・植田重正博士還暦祝賀『刑法改正の諸問題』（有斐閣、1967年）133頁以下、井戸田侃「競合犯」刑法雑誌11巻1・2号（1971年）180頁以下、参照。
- 29) たとえば、団藤重光『刑法綱要総論〔第3版〕』（創文社、1990年）439頁は、数個の法益が侵害された場合の扱いについて、「一身専属的な法益については包括的評価は許さず、侵害された法益の数だけの犯罪が成立する」とし、「一身専属的でない法益については、……それぞれの構成要件の定型の趣旨から判断するほかない」としている。さらに、虫明・前出注18）185頁以下、208頁、229頁以下、参照。
- 30) 松宮・前出注9）法学セミナー667号123頁、玄守道「判例解説」速報判例解説9号（2011年）161頁。
- 31) 松宮・前出注9）立命館法学329号25頁。
- 32) さらに、小林充「包括的一罪について」判例時報1724号（2000年）5頁、同「罪数論の基本」現代刑事法6巻4号（2004年）51頁以下、古江頼隆「判例批評」刑事法ジャーナル25号（2010年）86頁、小野晃正「判例批評」阪大法学60巻2号（2010年）194頁、佐伯仁志「連続的包括一罪について」植村立郎判事退官記念論文集『現代刑事法の諸問題 第1巻』（立花書房、2011年）42頁。なお、東京高判昭和27年1月31日高刑集5巻3号315頁参照。
- 33) たとえば、渡辺咲子「判例解説」『平成22年度重要判例解説』（2011年）207頁、青木陽介「包括一罪に関する議論の新動向（2）」上智法学論集54巻3・4号（2011年）120頁、佐伯・前出注32）44頁。本決定における千葉裁判官の補足意見も同旨。
- 34) たとえば、佐久間・前出注6）6頁。
- 35) 松宮・前出注9）立命館法学329号25頁。
- 36) 亀井・前出注9）33頁。
- 37) 佐伯・前出注32）48頁以下。

- 38) 藤永孝治ほか編『大コンメンタル刑事訴訟法 第4巻』（青林書院，1995年）183頁以下〔河村博〕，伊藤栄樹ほか『注釈刑事訴訟法〔新版〕第3巻』（立花書房，1996年）487頁〔白井滋夫〕，同『注釈刑事訴訟法〔新版〕第5巻』（1998年）409頁〔柴田孝夫〕，松尾浩也監修『条解刑事訴訟法〔第4版〕』（弘文堂，2009年）516頁。なお，平良木登規男「罪数論と刑事訴訟法」現代刑事法6巻7号（2004年）39頁以下。
- 39) さらに，古江・前出注32）87頁，早淵宏毅「判例解説」研修743号（2010年）20頁，渡辺・前出注33）207頁。

むすびに代えて

以上，街頭募金詐欺事案に関する最高裁平成22年決定を素材として，連続的包括一罪を認めることの可否について検討してきた。本稿の結論は，従来も指摘されていた包括的評価における諸要素の総合的考慮を前提としたうえで，具体的な判断に際して事案の内容・特殊性に着目する場合には，連続的包括一罪としての処断が適切な事案がありうるとするものである。このような構成は，本決定の論理および結論とも軌を一にする。したがって，本決定は，包括一罪に新たな類型を付け加えた事例判例としての意義を有するとともに，街頭募金詐欺の罪数に関する先例としての意義を有するものと言ってよい。他方，本決定の結論が本件事案の特殊性に依拠していることからすれば，本決定の射程はおのずと限定され，従来のような出資金詐欺事案や投資詐欺事案にまで及ぶものではない。また，本件類似の街頭募金詐欺事案において，被害者（の一部）と被害金額（の一部）が個別的に特定できる場合があるとしても，併合罪としてではなく，包括一罪として処断しなければならないことになる⁴⁰⁾。

注

40) 山口・前出注22) 715頁。